

生駒市規則第 19 号

災害弔慰金の支給等に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和元年 9 月 27 日

生駒市長 小 紫 雅 史

災害弔慰金の支給等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

災害弔慰金の支給等に関する条例施行規則（昭和 49 年 10 月生駒市規則第 25 号）の一部を次のように改正する。

第 15 条第 1 項中「その他市長が必要と認める理由」を削り、同条第 2 項第 2 号中「若しくは」を「又は」に改め、同項に次の 1 号を加える。

(3) 借受人が破産手続開始の決定又は再生手続開始の決定を受けたことを証する書類

附 則

この規則は、公布の日から施行する。